

鳥取県告示第 909 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

恩給法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 6 号）の規定による改正前の恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 9 条ノ 3 及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正 12 年鳥取県令第 55 号）第 7 条ノ 2 の規定による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部福利厚生室
室長補佐 漆原 芳彦

3 委任期間

平成18年12月22日から平成19年3月31日まで